

北沢又地区認定こども園の設置・運営主体について(報告)

認可保育施設の入所待機児童解消を図るとともに、地域の多様な教育・保育ニーズに対応するため、今年度に事業者を募集した「北沢又地区認定こども園の設置・運営主体」について、選定事業者が変更となりましたので、報告いたします。

1. 設置・運営主体について

	選定事業者	定員計	1号	2・3号	選定年月日
変更前	学校法人めばえ	95人	28人	67人	7月23日
変更後	社会福祉法人愛和会	80人	20人	60人	9月23日

2. 経過

- 7月11日 保育所・認定こども園等部会を開催し、学校法人めばえが事業者として選定される。
- 7月23日 事業者に対し、事前協議の承認を通知する。
- 9月 5日 学校法人めばえより、事前協議承認の辞退届が提出される。(同日、辞退届を受理。)
- 9月12日 部会委員へ経過報告及び、今後の事業者選定にあたっての意見聴取を行う。
- 9月27日 社会福祉法人愛和会へ事前協議の承認を通知。